平成２３年（フ）第１２５号
茨城県神栖市大野原６丁目１番62号　坂本荘１号
債務者　高野美枝子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第４１１号
福井県坂井市春江町西太郎丸第11号55番地、旧住所福井市運動公園４丁目1504番地　中川コーポⅡ103号室
債務者　田中　和代
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１２号
福井市照手１丁目11番21号
債務者　坪川　浩丸
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２０号
福井県越前市姫川２丁目３番11号
債務者　下中　英次
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２２号
福井市南四ツ居町第１号154番地
債務者　久津見厳己
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２４号
福井市志比口２丁目７番23号、申立時の住所福井市勝見１丁目１番５号　リバティハウスＹＯＳＨＩＮＯ41号
債務者　小川　浩之
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２８号
福井県越前市北山町第47号17番地の９
債務者　江戸　明壽
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３４号
福井県越前市小松２丁目４番２号
債務者　吉田　智治
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５号
福井県坂井市丸岡町新九頭竜１丁目100番地
債務者　五十嵐千寿子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
福井市上野本町新806番地　上野団地Ｂ棟108号
債務者　今田亜佑美
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８号
福井市花月２丁目11番11号
債務者　八田　　梓
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１号
長野県飯山市大字豊田3680番地
債務者　髙橋　　穣
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５号
長野県上田市上田原690番地１　コーポサウス102号
債務者　伊藤　俊樹
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第６号
兵庫県伊丹市鈴原町３丁目34番地の１
債務者　間島久美子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５６５号
奈良県桜井市大字粟殿106番地の２
債務者　岡本　高志
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５６７号
奈良県天理市柳本町1405番地17
債務者　田代商会こと　田代　道徳
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３９３号
徳島市八万町橋本128番地の９、旧住所徳島市東吉野町１丁目41番地
債務者　住友　武三
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０号
徳島県徳島市中徳島町２丁目32番地　ル・プルミエ206号室
債務者　戸川　貞夫
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　徳島地方裁判所民事部